

特定技能制度(自動車運送業分野) 自動車運送業分野の現状

1 特定産業・育成就労産業分野

既存分野

既存分野のうち新たな業務等を追加する分野

新たに追加する分野

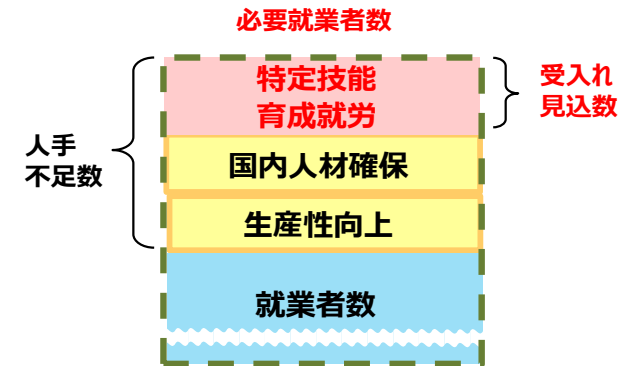
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野	

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

3 人材の基準

(1) 一般的(※)な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労1年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能1号	特定技能2号
技能水準	—	育成就労評価試験 (初級)	育成就労評価試験 (初級)	特定技能1号評価試験 育成就労評価試験(専門級)	特定技能2号評価試験
日本語能力水準	A1相当以上又は A1に相当する講習の受講	A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当以上	B1相当以上

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能1号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

➡ **日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。**

4 制度の運用に関する重要事項

(1) 転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている(基本方針第四2(1)工)。

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限 (「-」は転籍制限期間が1年の分野)	2年	-	2年	2年	2年	-		-	-	2年	-	-	2年		-	2年	-	-	2年

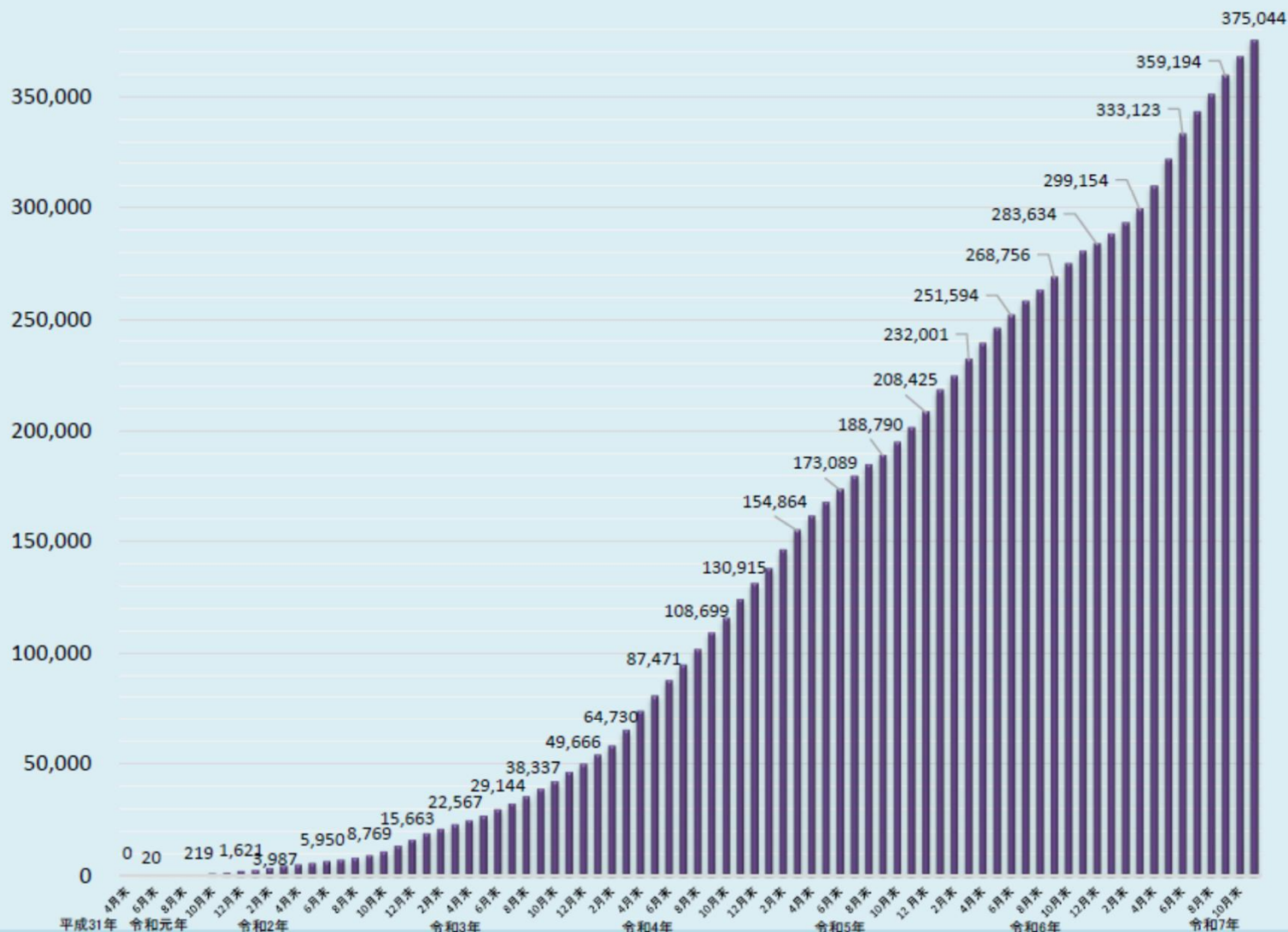
(2) 上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例(特:特定技能 育:育成就労)

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定(許認可等) ※外国人受入れの際に特に求めるもの	育	特・育	特・育	-	特・育	特・育	特	特・育	-	特・育	特・育	-	-	特	-	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人への加入等	-	-	特	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特・育	-	-	-	-	-	-
受入れ機関の受入人数上限	特・育	-	特・育	-	-	-	-	-	特・育	-	育	-	-	-	-	-	-	-	-
監理支援機関等の範囲	育	-	-	-	特・育	-	-	-	育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

特定技能1号在留外国人数(令和7年11月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 375,044人



分野	人数
介護	65,505人
ビルクリーニング	8,143人
工業製品製造業	56,231人
建設	48,338人
造船・船用工業	11,212人
自動車整備	4,430人
航空	2,168人
宿泊	1,865人
自動車運送業(※)	106人
鉄道(※)	46人
農業	37,619人
漁業	4,649人
飲食料品製造業	92,324人
外食業	42,396人
林業(※)	0人
木材産業(※)	12人

(※)令和6年3月に受入れ対象分野として追加

特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要

- 自動車運送業分野(バス、タクシー及びトラック運転手)について、特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定(令和6年3月29日)。
- 担い手不足への対応が喫緊の課題となっている中、特定技能外国人の受入れを進めている。

	バス	タクシー	トラック
・受入れ見込数	2. 21万人		
・主な業務内容	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②荷役業務
・技能水準	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(バス)(※2)	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(タクシー)(※2)	①第一種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(トラック)(※2)
※1 日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間については、在留資格「特定活動」(バス運転手及びタクシー運転手については1年・更新不可、トラック運転手については6ヶ月・更新不可)で在留を認める。 ※2 特定技能評価試験は(一財)日本海事協会により実施。			
・日本語能力	B1相当以上 ※乗合バスは日本語サポーター同乗の場合、A2.2相当で可。 (離島・半島の乗合バスは、一定要件下で日本語サポーター不要)	B1相当以上 ※日本語サポーター同乗の場合、A2.2相当で可。	A2.2 相当以上
・受入れ事業者の要件	「働きやすい職場認証制度」の 認証取得 等	「働きやすい職場認証制度」の 認証取得 等	「働きやすい職場認証制度」又は 「Gマーク制度」の認証取得 等

※本資料におけるB1、A2.2は「日本語教育の参照枠」による日本語能力の熟達度を指す。

※B1相当 : 日本語能力試験 (JLPT) N3

A2.2相当 : 日本語能力試験 (JLPT) N4、日本語基礎テスト (JFT-Basic)

バス・タクシー運転士に係る日本語能力要件

日本語能力要件

特定活動入国時

※1 日本語教育の参照枠のA2相当のレベル

乗合バス・タクシーは日本語能力要件A2.2 ※1 (N4) 以上、貸切バスはB1 (N3) 以上であること。

特定技能1号

- ① 日本語能力要件B1 (N3) 以上であること。
- ② 乗合バス・タクシーに日本語サポーターを乗務させる場合は、日本語能力要件A2.2 (N4) 以上であること。
- ③ 離島・半島の乗合バスは、営業所との連絡体制が整備されていることを前提に、A2.2 (N4) 単独乗務も可とすること。

[現行]

- ◎ 特定活動入国時
 - ・ B1以上 (N3以上)
- ◎ 特定技能1号
 - ・ B1以上 (N3以上)

上記要件の実効性確保策

- ① 事業者は、B1未到達の外国人に係る「日本語学習プラン」※2 を本人同意の下作成する。
 - ※2 特定技能1号取得から1年以内の試験合格を見据えた内容とする。(合格に至らなかった場合は、日本語学習プランを改めて作成し、提出)
- ② 日本語サポーターは、各社所属の運転士をリタイアした者、高速バスの交代運転士などを想定。
- ③ 離島・半島におけるバス※3 の単独乗務に当たっては、
 - 事業者と自治体が連携して、外国人が地域に溶け込むための取組(必要な周知啓発、地域特有の言い回し(方言)を理解するセミナーの開催など)を実施する。
 - 携帯電話や業務無線に加え、ICT等も活用し、緊急時に車内状況が確認できる機器(ドラレコ等)や翻訳機器等を車内に備える。

※3 当該路線が位置する営業所及び路線・経路全体が離島振興法・半島振興法等における対象地域内である場合に限る。

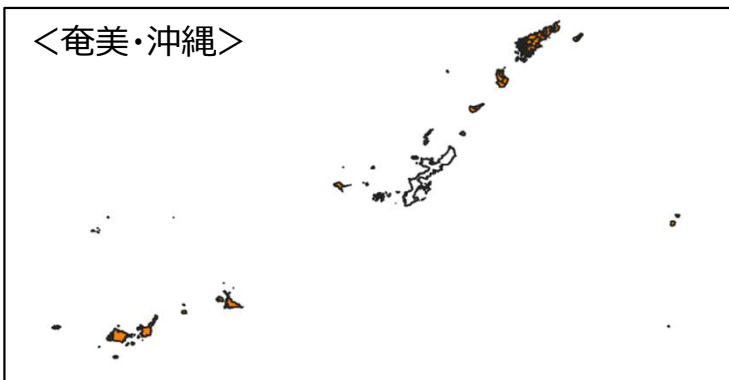
【離島】

- 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域
- 奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島に属する島
- 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島に属する島
- 沖縄振興特別措置法に規定する離島

【半島】

- 半島振興法における半島振興対策実施地域

<奄美・沖縄>



<小笠原諸島>

